

世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例

平成11年3月11日
条例第8号

改正 平成11年10月1日条例第40号
平成12年7月10日条例第84号

平成12年3月13日条例第35号

世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第49号）第8条第2項の規定に基づき、環境美化推進地区を次のとおり定める。

名称	区域																					
下北沢駅周辺地区	1 北沢二丁目 2 代沢五丁目30番から32番まで 3 前2号に掲げる区域に接する道路	別図第1のとおり																				
二子玉川駅周辺地区	1 玉川一丁目1番から13番まで 2 玉川二丁目15番から28番まで 3 玉川三丁目1番から17番まで、19番、20番及び24番から27番まで 4 玉川四丁目1番から9番まで 5 瀬田一丁目30番及び31番 6 瀬田二丁目32番 7 前各号に掲げる区域に接する道路 8 第2号に掲げる区域に接する鉄道用地 9 第7号に規定する道路（玉川二丁目26番及び28番に接するものに限る。）に接する丸子川に係る河川区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域をいう。以下同じ。） 10 玉川一丁目及び玉川三丁目の多摩川に係る河川区域（一般国道246号新二子橋から東側の区域に限る。）	別図第2のとおり																				
三軒茶屋駅周辺地区	1 太子堂二丁目15番から19番まで、23番及び24番 2 太子堂四丁目1番、3番及び22番から28番まで 3 三軒茶屋一丁目35番から41番まで 4 三軒茶屋二丁目12番から16番まで 5 前各号に掲げる区域に接する道路 6 次に掲げる道路 <table border="1" data-bbox="467 1608 1118 2092"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般国道246号</td> <td>太子堂二丁目14番先</td> <td>太子堂一丁目12番先</td> </tr> <tr> <td>三軒茶屋二丁目11番先</td> <td>三軒茶屋一丁目22番先</td> </tr> <tr> <td>特別区道12-001 A</td> <td>太子堂二丁目25番先</td> <td>太子堂五丁目17番先</td> </tr> <tr> <td>特別区道12-007 B</td> <td>下馬二丁目36番先</td> <td>三軒茶屋一丁目9番先</td> </tr> <tr> <td>特別区道12-064</td> <td>太子堂二丁目33番先</td> <td>太子堂二丁目22番先</td> </tr> <tr> <td>特別区道12-147</td> <td>太子堂四丁目</td> <td>太子堂四丁目</td> </tr> </tbody> </table>	道路名	起点	終点	一般国道246号	太子堂二丁目14番先	太子堂一丁目12番先	三軒茶屋二丁目11番先	三軒茶屋一丁目22番先	特別区道12-001 A	太子堂二丁目25番先	太子堂五丁目17番先	特別区道12-007 B	下馬二丁目36番先	三軒茶屋一丁目9番先	特別区道12-064	太子堂二丁目33番先	太子堂二丁目22番先	特別区道12-147	太子堂四丁目	太子堂四丁目	別図第3のとおり
道路名	起点	終点																				
一般国道246号	太子堂二丁目14番先	太子堂一丁目12番先																				
	三軒茶屋二丁目11番先	三軒茶屋一丁目22番先																				
特別区道12-001 A	太子堂二丁目25番先	太子堂五丁目17番先																				
特別区道12-007 B	下馬二丁目36番先	三軒茶屋一丁目9番先																				
特別区道12-064	太子堂二丁目33番先	太子堂二丁目22番先																				
特別区道12-147	太子堂四丁目	太子堂四丁目																				

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>29番先</td> <td>30番先</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立烏山川緑道（これに接する道路を含む。）</td> <td>太子堂五丁目8番先</td> <td>太子堂二丁目38番先</td> </tr> <tr> <td colspan="3">7 前2号に掲げる道路の地下の鉄道地内（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項及び鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第9条に規定する鉄道施設及び駅前広場等これと密接不可分の利用関係にある部分をいう。以下同じ。）</td> </tr> </table>		29番先	30番先	世田谷区立烏山川緑道（これに接する道路を含む。）	太子堂五丁目8番先	太子堂二丁目38番先	7 前2号に掲げる道路の地下の鉄道地内（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項及び鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第9条に規定する鉄道施設及び駅前広場等これと密接不可分の利用関係にある部分をいう。以下同じ。）			
	29番先	30番先									
世田谷区立烏山川緑道（これに接する道路を含む。）	太子堂五丁目8番先	太子堂二丁目38番先									
7 前2号に掲げる道路の地下の鉄道地内（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項及び鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第9条に規定する鉄道施設及び駅前広場等これと密接不可分の利用関係にある部分をいう。以下同じ。）											
喜多見駅周辺地区	1 喜多見八丁目7番から19番まで、21番及び22番 2 喜多見九丁目1番から8番まで 3 前2号に掲げる区域に接する道路（世田谷区の区域に限る。）	別図第4のとおり									
千歳烏山駅周辺地区	1 上祖師谷一丁目36番から38番まで 2 南烏山四丁目10番から12番まで 3 南烏山五丁目10番、12番から17番まで、19番、20番、22番及び32番から36番まで 4 南烏山六丁目1番から8番まで及び26番から31番まで 5 前各号に掲げる区域に接する道路（南烏山六丁目26番に接する一般国道20号を除く。） 6 次に掲げる道路 <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別区道42-B005</td> <td>南烏山四丁目13番先</td> <td>南烏山六丁目38番先</td> </tr> <tr> <td>特別区道42-130</td> <td>南烏山六丁目12番先</td> <td>南烏山六丁目13番先</td> </tr> </tbody> </table> 7 南烏山四丁目10番先から上祖師谷一丁目38番先までの鉄道地内	道路名	起点	終点	特別区道42-B005	南烏山四丁目13番先	南烏山六丁目38番先	特別区道42-130	南烏山六丁目12番先	南烏山六丁目13番先	別図第5のとおり
道路名	起点	終点									
特別区道42-B005	南烏山四丁目13番先	南烏山六丁目38番先									
特別区道42-130	南烏山六丁目12番先	南烏山六丁目13番先									

一部改正〔平成11年条例40号・12年35号・84号〕

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月1日条例第40号）

この条例は、平成11年11月1日から施行する。

附 則（平成12年3月13日条例第35号）

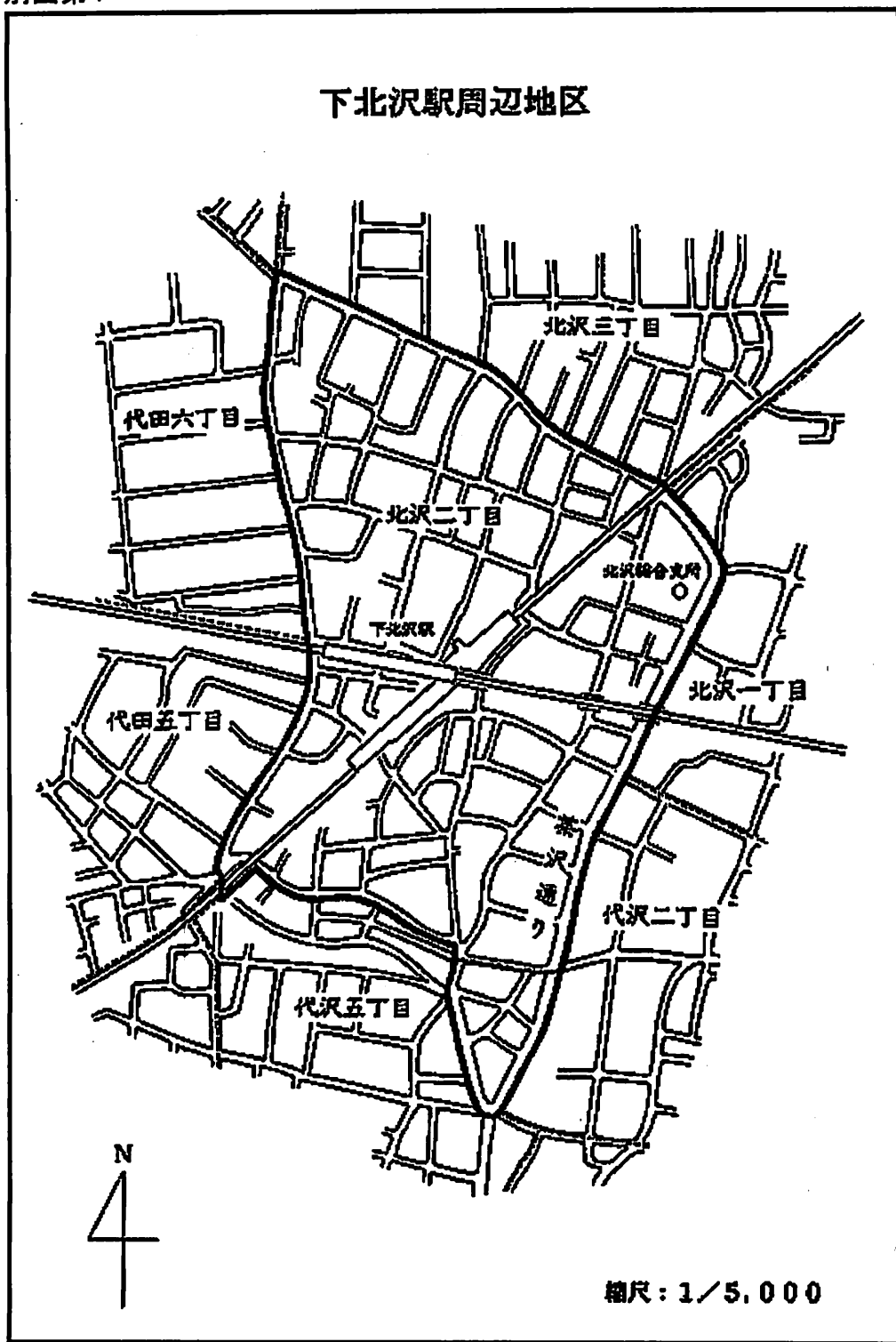
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月10日条例第84号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

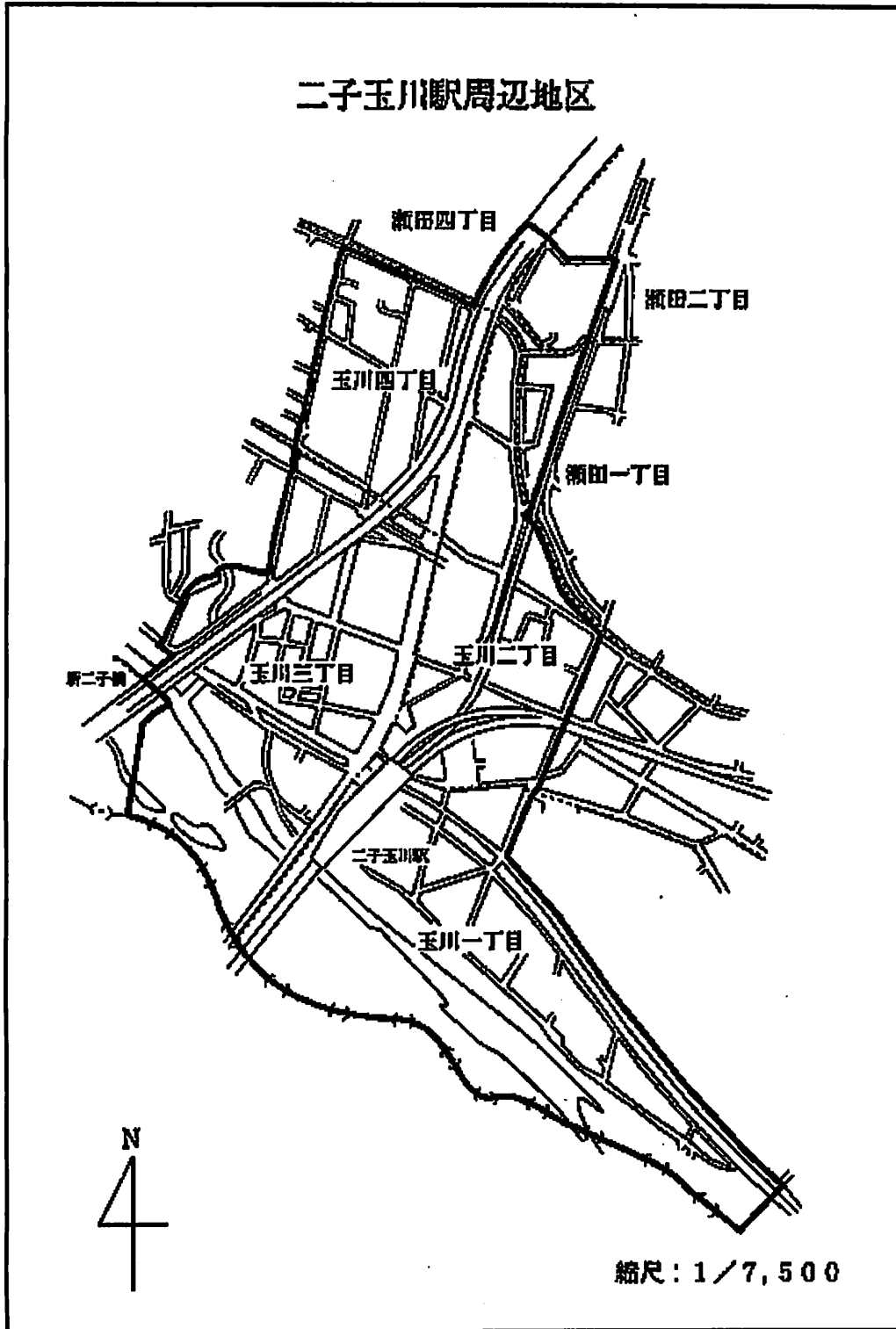
（平成12年8月規則第123号で、同12年8月6日から施行）

別図第1



一部改正〔平成 11 年条例 40 号〕

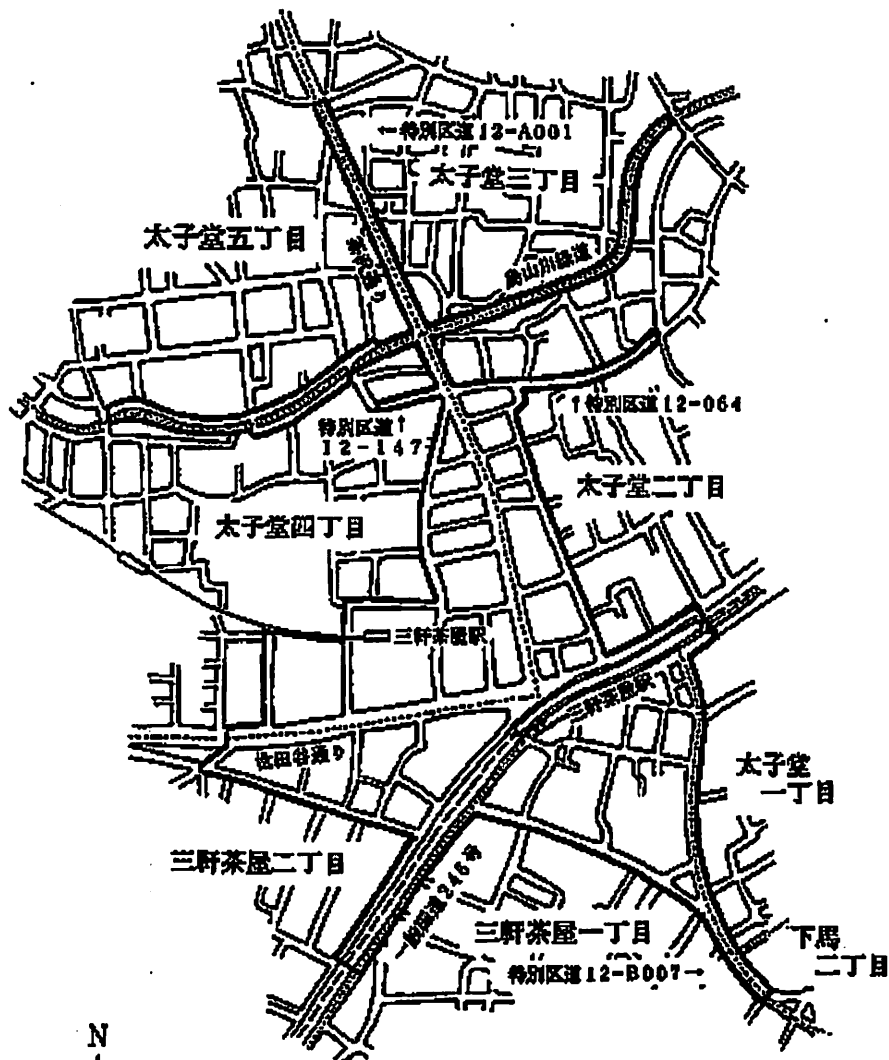
別図第2



全部改正〔平成 12 年条例 84 号〕

別図第3

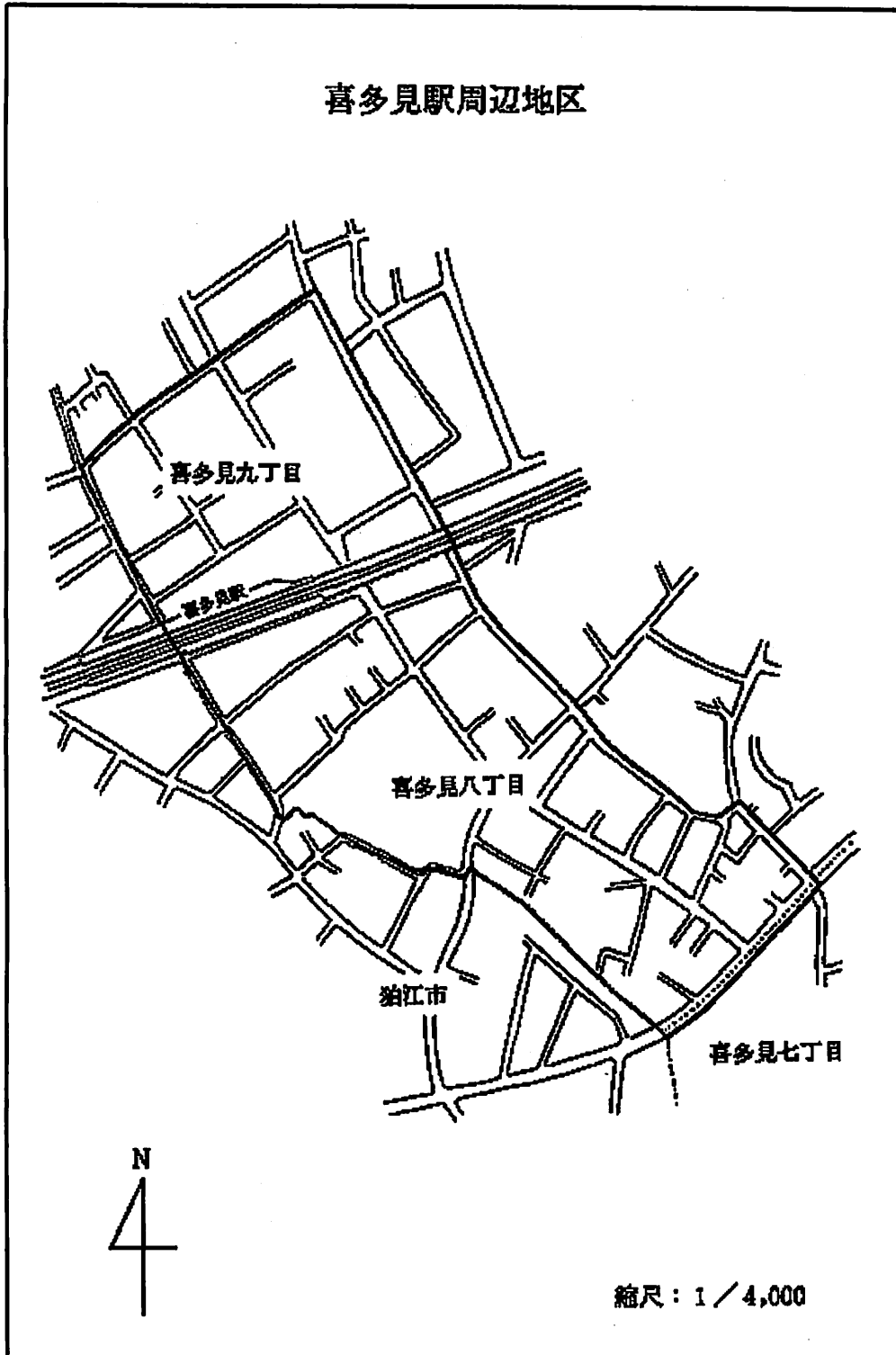
三軒茶屋駅周辺地区



追加[平成 12 年条例 35 号]

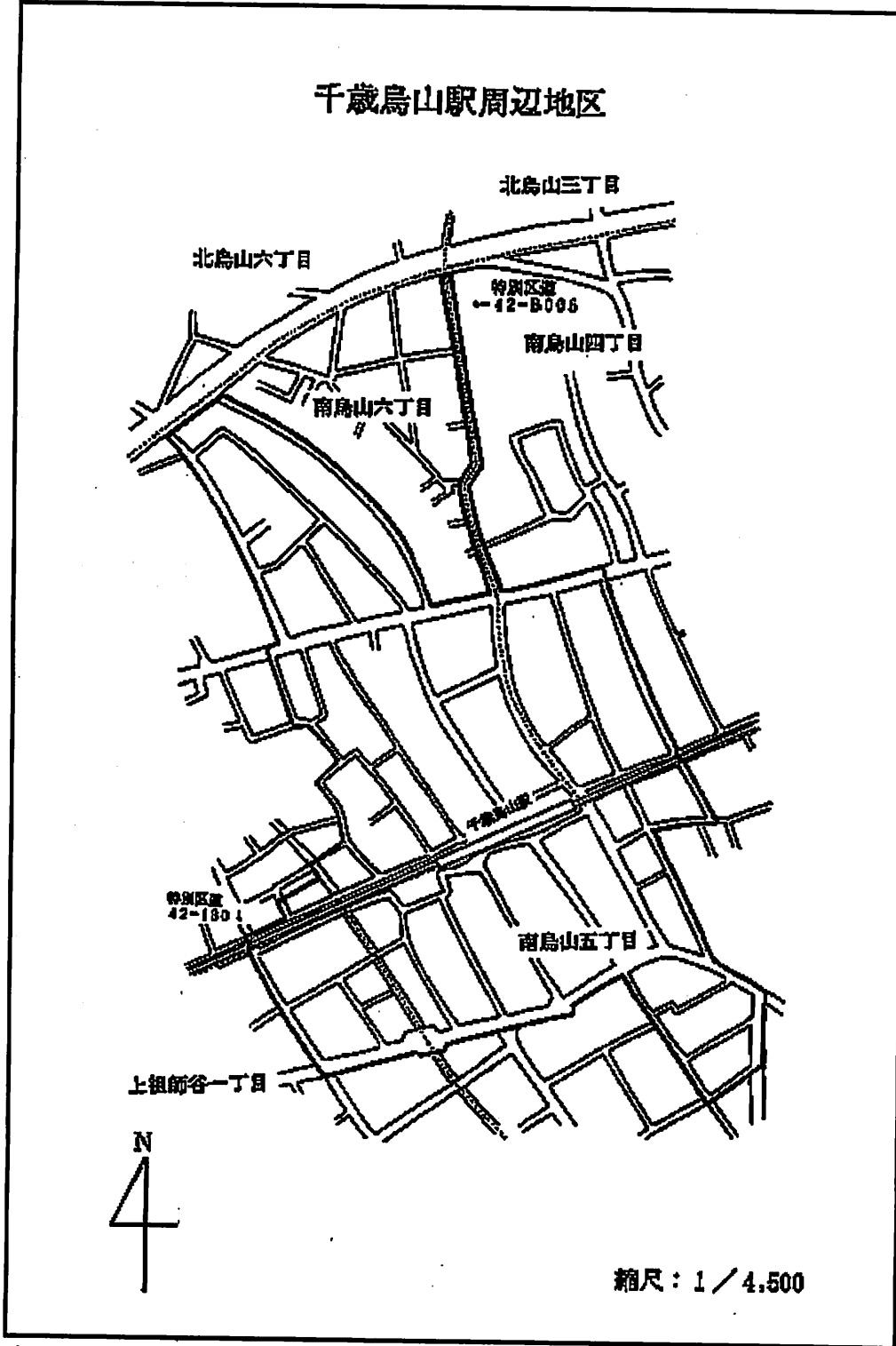
別図第4

喜多見駅周辺地区



追加〔平成 12 年条例 35 号〕

別図第5



追加[平成 12 年条例 35 号]